

# トラクター・フォークリフトなどの 小型特殊自動車をお持ちの方へ

乗用装置のある農耕用の「トラクター、コンバイン、田植機」や「フォークリフト、ショベルローダー」などの小型特殊自動車は、軽自動車税が課税されます。私有の田畑や工場内でのみ使用する（公道を走らない）車両でも、所有していれば課税の対象になります。

小型特殊自動車を所有している方は、軽自動車税の申告手続きをしてナンバープレートの交付を受けてください。

## 小型特殊 Q&A

Q1 田んぼや畑でしか使わない（公道を走らない）のに、ナンバープレートをつけなくてはならないの？

A1 軽自動車税は所有していることで課税されます。公道走行の有無とは無関係です。所有している場合は必ず申告してください。（使用していなくても課税されます）

Q2 農耕用の小型特殊自動車には、どんな車両があるの？

A2 農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機などで、乗用装置のあるものが対象です。このうち最高速度が35km/h未滿のものが農耕用の小型特殊自動車となります。

Q3 農耕用以外にどんな小型特殊自動車があるの？

A3 ショベルローダー、タイヤローラー、グレーダ、アスファルトフィニッシャ、ターレット式構内運搬自動車、林内作業車、草刈作業車などがあります。なお、①車両の長さ4.7m以下、②車両の幅1.7m以下、③車両の高さ2.8m以下、④最高速度15km/h以下で、①～④のすべての要件の範囲内であることが条件です。ひとつでも範囲を超えるものがあれば大型特殊自動車に該当します。

Q4 税額はいくらですか？申告はどこにするの？

A4 古座川町では、農耕用の小型特殊自動車は年額2,000円、その他の小型特殊自動車は年額5,900円です。申告は古座川町役場税務住民課で受付けています。詳しくはお問い合わせください。

※小型特殊自動車の要件を満たさない場合は大型特殊自動車に該当します。事業用資産の場合は、固定資産税（償却資産）の対象となりますので、必ず申告等の手続きをお願いします。

問い合わせ先：古座川町役場 税務住民課  
電話：0735-72-0180（代表）